平成２９年（フ）第２６９号
大分市大字中戸次5685番地の２（市営川床１Ａ１―201）
債務者　高橋　　弘
１　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６５号
山口県光市中央５丁目７番１号
債務者　田中寿美子
１　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第５０号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松35番地４
債務者　小野由香利
１　決定年月日時　平成29年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
青森市富田３丁目20番43号　あいうち荘１号
債務者　井上　弘子
１　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
沖縄県那覇市辻１丁目15番１―315号　琉食辻町マンション
債務者　神田美奈子（旧姓謝花）
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８１号
山口市宮野上3475番地５
債務者　津田　　真
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５６号
札幌市北区新川西３条５丁目８番17号
債務者　大谷　友一
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４８３号
北海道北広島市大曲並木２丁目５番地１　第２司レジデンス102号
債務者　千葉　里江
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５００号
札幌市中央区宮の森３条６丁目７番10号　プログレスコート壱番館201号
債務者　前江田美緒（旧姓奥脇）
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２０号
札幌市南区澄川５条13丁目10番38号
債務者　服部　正人
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５４８号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目３番14号　コーポ吉野102号
債務者　林　　昭彦
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５３号
札幌市豊平区水車町２丁目３番23号　メゾンＦｕＪｉⅦ―105号
債務者　船越谷佑允
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７１号
札幌市中央区南６条西17丁目２番18―106号
債務者　渡邊　隆則
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７７号
北海道石狩郡当別町川下65番地１
債務者　山田　孝喜
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８８号
札幌市清田区清田２条３丁目10番47号　ジオンコート清田201号
債務者　立石ひとみ
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５９４号
札幌市西区山の手３条１丁目３番25号　プリエ琴似403号
債務者　大野　昌秀
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３号
釧路市美原１丁目43番645号　M14―645
債務者　松田　良一
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
釧路地方裁判所